

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

第1節 自然的状況

1. 大気環境の状況

1.1. 気象

今治市内の気象観測所としては、今治地域気象観測所、大三島地域気象観測所及び玉川地域雨量観測所がある。観測所の位置は図 3.1.1-1 に、観測所の観測値（2003 年～2012 年）は表 3.1.1-1、図 3.1.1-2 に示すとおりである。

今治市の年平均気温は 16.1°C、年日照時間は約 2,000 時間、年降水量は約 1,300mm で、温暖少雨で晴天に恵まれた瀬戸内式気候の特徴を有している。気温と日照時間は地域により差はみられないが、降水量については、山間部の玉川と島嶼部の大三島では、年間 300mm 以上の差がある。

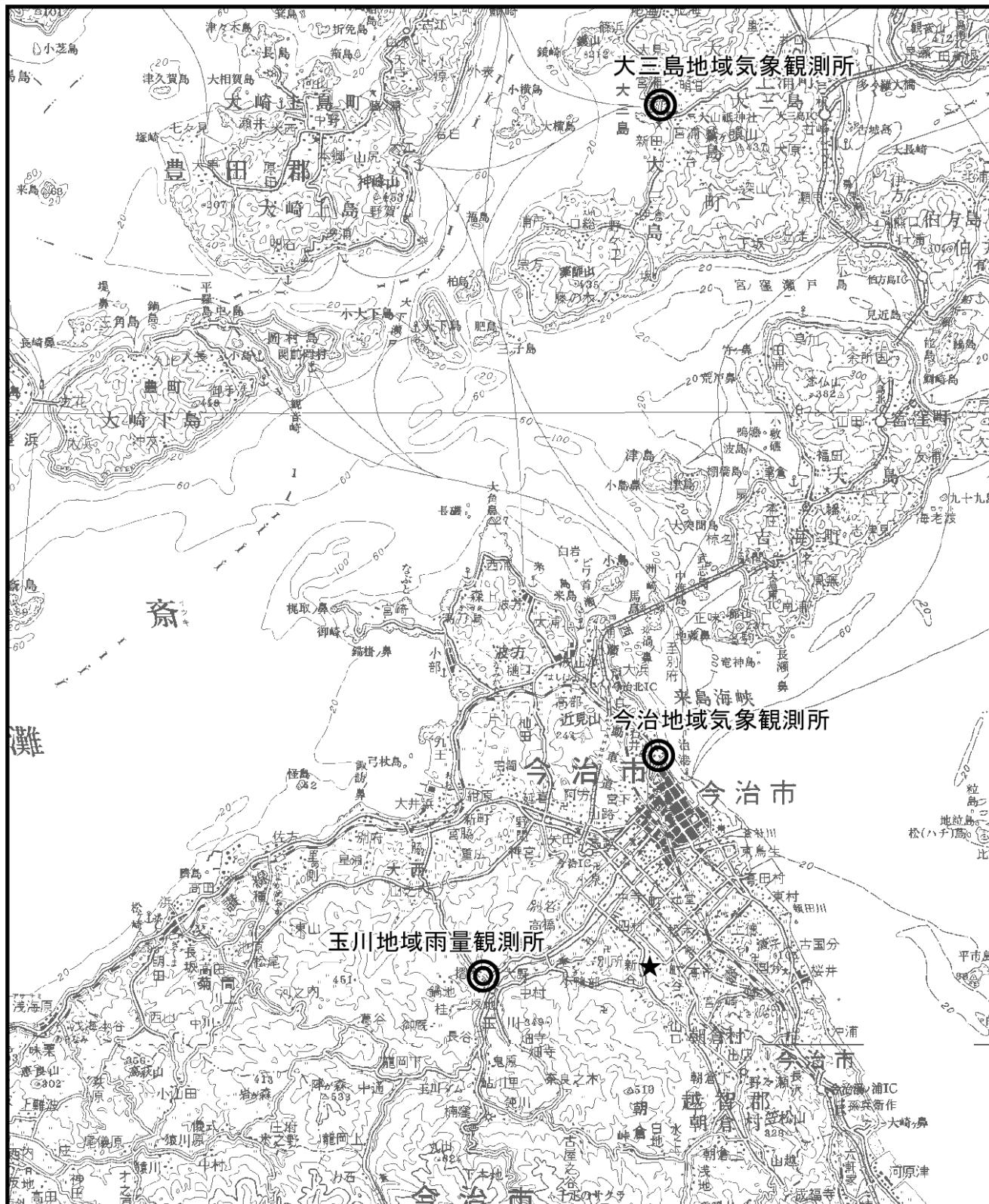
また、今治地域気象観測所における最多風向（2003 年～2012 年）の風配図は図 3.1.1-3 に示すとおりである。

風向をみると、東北東(ENE)の風が 60%を占めて最も多く、次いで西南西(WSW)の風が約 12%を占めている。

表 3.1.1-1 今治市における気象観測値（2003 年～2012 年）

地域気象観測所	年平均気温 (°C)	年日照時間 (時間)	年降水量 (mm)
今治	16.1	1,999.9	1,289.4
大三島	15.4	1,959.3	1,206.9
玉川	—	—	1,538.3

出典：気象庁気象データ調べ



凡 例

図 3.1.1-1 気象（雨量）観測所

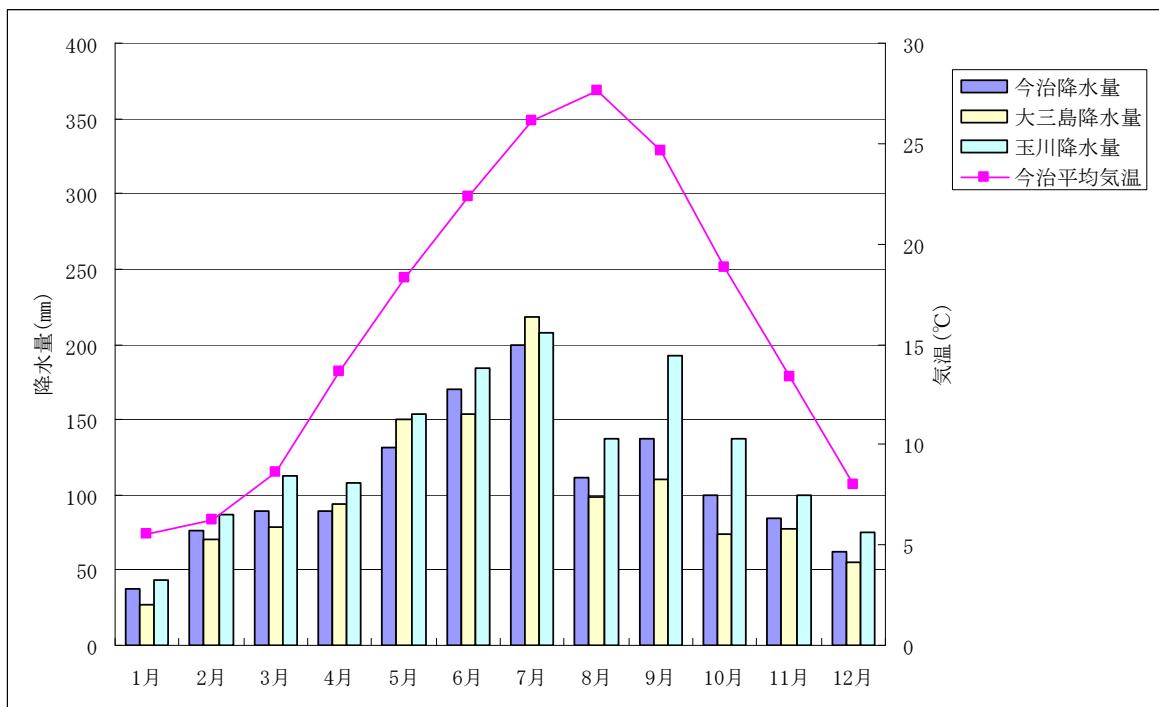
★ : 対象事業実施区域

◎ : 地域（雨量）観測所



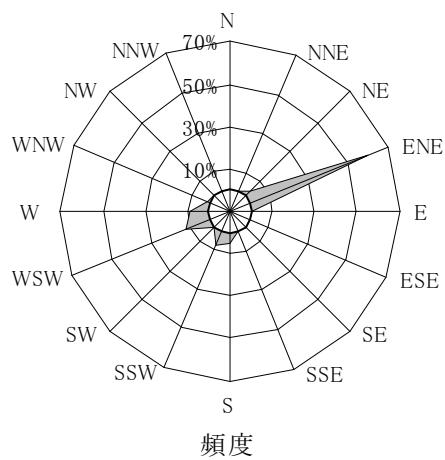
1:150,000

0 5 10km



出典：気象庁気象データ調べ

図 3.1.1-2 今治市の平均気温と降水量(2003年～2012年)



出典：今治地域気象観測所データ調べ

図 3.1.1-3 今治市の最多風向(2003年～2012年)

1.2. 大気質

(1) 現況

今治市内においては、図 3.1.1-4 に示す今治測定局（常盤小学校）において大気中の二酸化硫黄が當時測定されている。また、一般国道 317 号（今治市役所付近）において、沿道大気質の一酸化炭素が年 1 回測定されている。さらに、今治療護園において大気中のダイオキシン類の測定を夏季と冬季の年 2 回測定されている。

各測定地点の大気質の経年変化は表 3.1.1-2、図 3.1.1-5 に示すとおりである。なお、西条市の東予測定局（二酸化硫黄以外の物質も測定している測定局の中で、今治市に近い測定局）と松山市の垣生小学校（二酸化硫黄以外の物質も測定していて、かつ二酸化硫黄の測定値が今治測定局の値と近似している測定局）も併記した。

測定結果をみると、今治市の二酸化硫黄、一酸化炭素、ダイオキシン類は、いずれも環境基準を満足している。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについて、東予測定局と垣生小学校の測定値をみると、両局とも過去 5 年間すべて二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準値以下であるが、光化学オキシダントが環境基準値を超過している。全国的にみても光化学オキシダントが基準値（1 時間値が 0.06ppm）以下である測定局は非常に少ない（環境基準値を満足した測定局数は全国 1,177 局の内 0 局：平成 22 年度）。

表 3.1.1-2 大気質結果

大気質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	環境基準
二酸化硫黄 日平均値の2%除外値 (ppm)	東予（西条市）	0.010	0.010	0.010	0.010	0.015	0.04以下
	垣生（松山市）	0.018	0.017	0.021	0.019	0.017	
	今治測定局	0.014	0.015	0.013	0.012	0.012	

大気質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	環境基準
二酸化窒素 日平均値の年間98%値 (ppm)	東予（西条市）	0.021	0.022	0.022	0.020	0.015	0.04から 0.06までの ゾーン内 又は それ以下
	垣生（松山市）	0.028	0.028	0.028	0.028	0.025	
	今治	-	-	-	-	-	

大気質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	環境基準
浮遊粒子状物質 日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	東予（西条市）	0.078	0.059	0.051	0.059	0.050	0.1以下
	垣生（松山市）	0.047	0.055	0.054	0.064	0.050	
	今治	-	-	-	-	-	

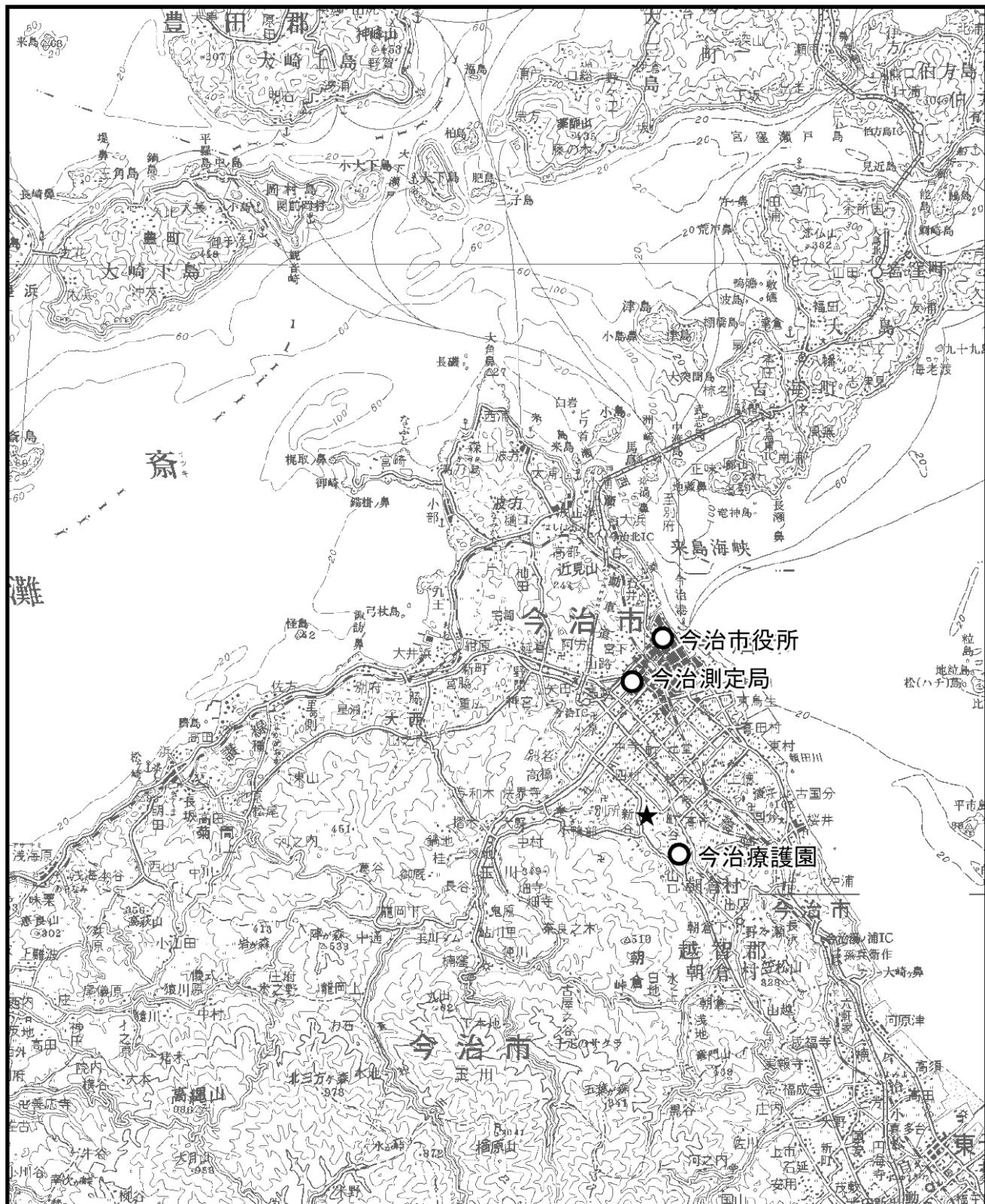
大気質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	環境基準
一酸化炭素 日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	東予（西条市）	-	-	-	-	-	10以下
	垣生（松山市）	0.6	0.5	0.7	0.5	0.5	
	今治市役所付近	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1	

注) 今治の値は日平均値である。

大気質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	環境基準
光化学オキシダント 昼間の1時間値の最高値 (ppm)	東予（西条市）	0.097	0.085	0.084	0.116	0.104	0.06以下
	垣生（松山市）	0.136	0.091	0.118	0.110	0.093	
	今治	-	-	-	-	-	

大気質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	環境基準
ダイオキシン類 年度平均値 (pg-TEQ/m ³)	東予（西条市）	-	-	-	-	-	0.6以下
	垣生（松山市）	-	-	-	-	-	
	今治療護園	0.026	0.038	0.021	0.038	0.014	

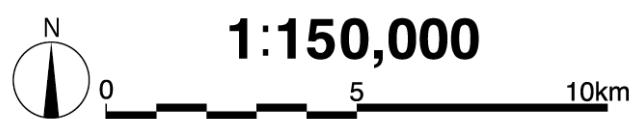
出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)

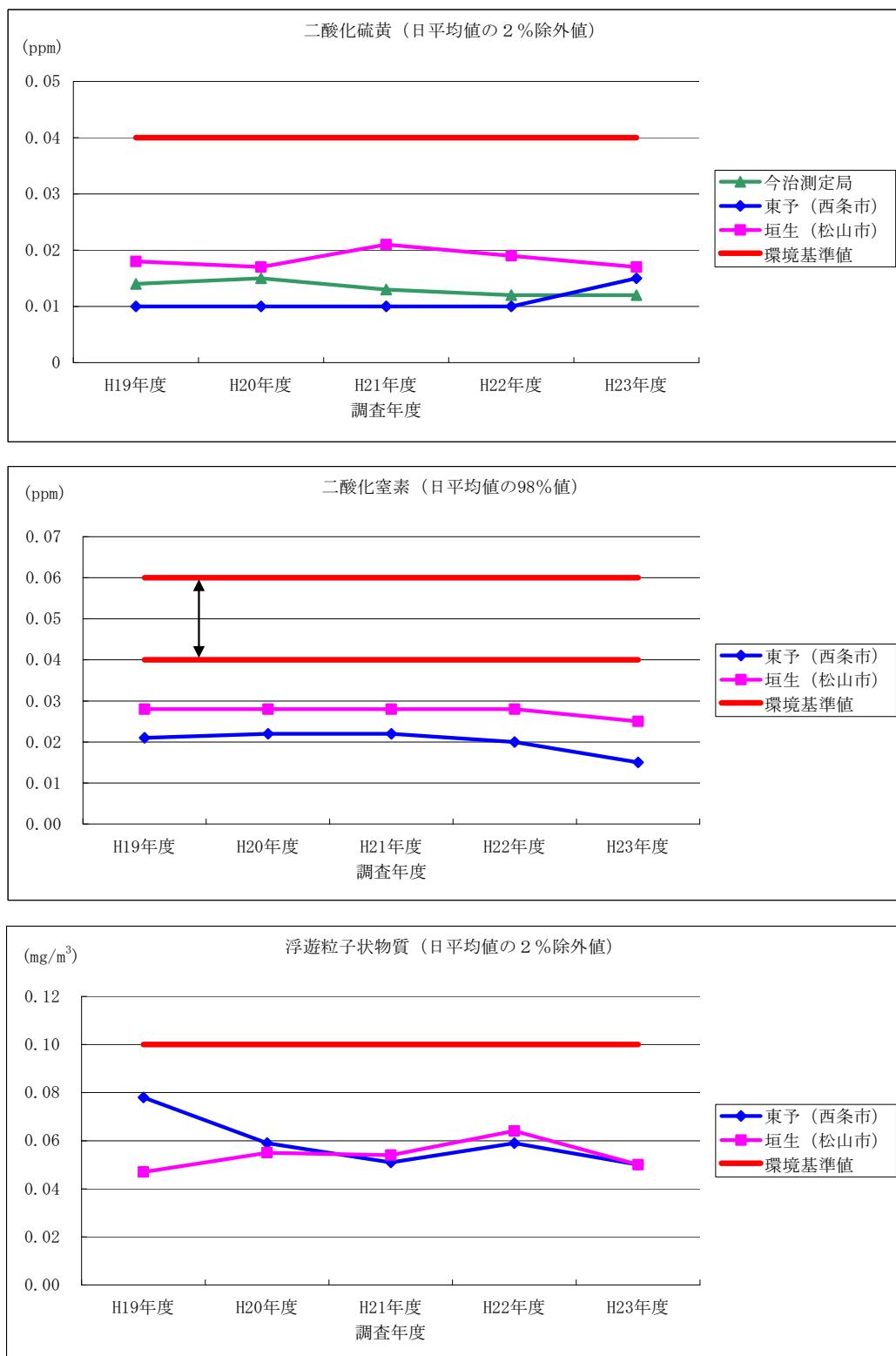


凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 大気質測定地点

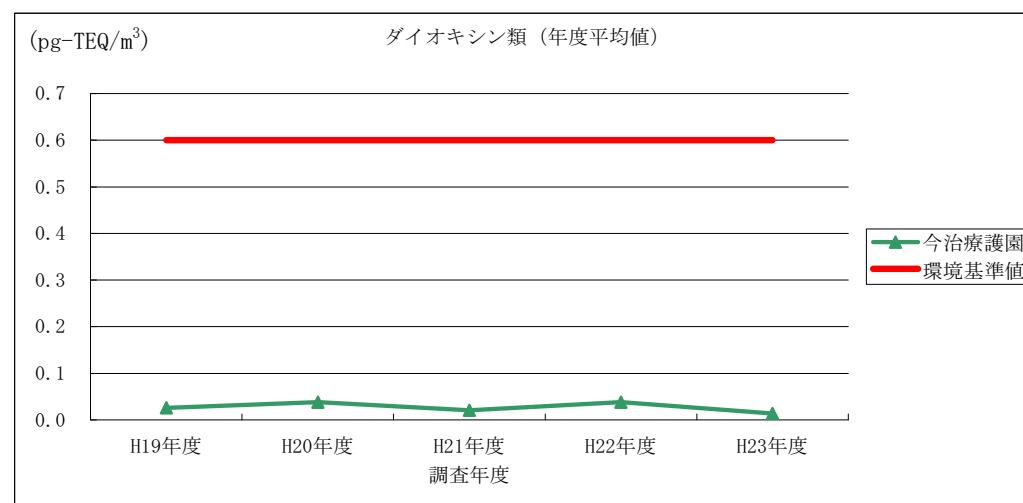
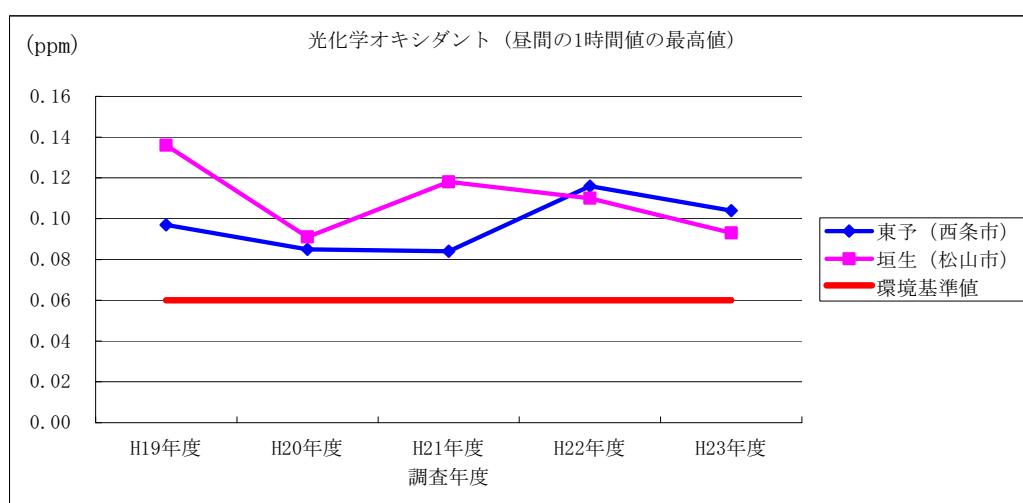
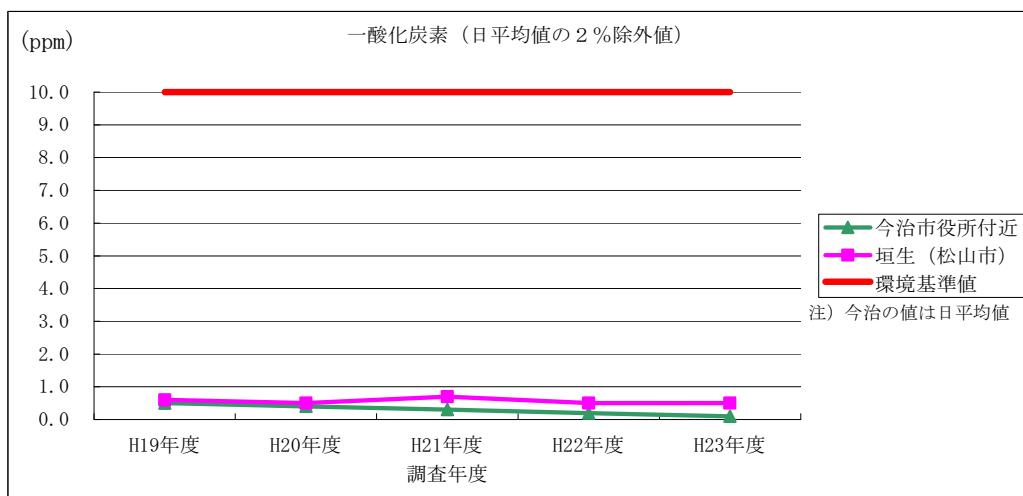
図 3.1.1-4 大気質測定点





出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)

図 3.1.1-5 (1) 大気質の経年変化



出典：「愛媛県環境白書(平成20年版～24年版)」(平成21年～25年、愛媛県)

図3.1.1-5 (2) 大気質の経年変化

(2) ばい煙発生施設に係る届出状況

今治市における大気汚染防止法及び愛媛県公害防止条例に基づくばい煙発生施設に係る届出状況は表 3.1.1-3 に示すとおりである。

表 3.1.1-3 ばい煙発生施設に係る届出状況

(平成23年度末現在)

区分 項目番号 及び 施設名 市町名	大気汚染防止法													小 計	事業所数				
	1 ボ イ ラ ー	2 ガ ス 発 生 炉	3 燃 燒 解 加 熱	5 溶 解 爐	6 金 屬 加 熱	7 石 油 再 生	8 触 媒 加 熱	9 燃 燒 塔	10 直 下 燃 燒	11 骨 材 乾 燥 爐	13 廢 棄 物 乾 燥 爐	14 鉛 塗 燒 却 爐	29 ガ ス タ ー ビ ン	30 デ イ ゼ ル 機 関					
今治市	139	2	...			3	15	1	1	6	2	4	6	7	3	44	5943	25049	12034
区分 愛媛県公害防止条例																			
区分 項目番号 及び 施設名 市町名	施設数							小 事 業 所 数	施 設 數	事 業 所 数						備考:大気汚染防止法のボイラー、ガス発生炉、ガススタービン、ディーゼル機関、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物及びガス事業法のガス工作物に関する数である。			
	1 ボ ル 漂 白 蒸 解 施 設	2 アル ミ 溶 解 爐	3 アル ミ 溶 解 爐	4 ア ル ブ 漂 白 蒸 解 施 設	5 ス テ ー ブル ン 紡 糸 施 設	6 レ ー ヨ ン 紡 糸 施 設	7 石 油 脱 硫 施 設	計	計	数									
今治市	15		1				3	19	9	269	49	129	34						

出典:「愛媛県環境白書(平成 24 年版)」(平成 25 年、愛媛県)

(3) 公害苦情件数

今治市における過去 5 年間の大気汚染に関する公害苦情件数は表 3.1.1-4 に示すとおりである。大気汚染に関する件数は公害苦情総件数の約 6% を占めている。大気汚染の主な発生源は、野焼きである。

表 3.1.1-4 公害苦情件数 (大気汚染)

公害の種類	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合 計
大気汚染に関する件数	8	2	3	3	3	19
総件数	72	65	66	60	56	319

出典:「愛媛県環境白書(平成 20 年版~24 年版)」(平成 21 年~25 年、愛媛県)

1.3. 騒音

(1) 現況

今治市では、毎年、道路に面した地域における自動車交通騒音調査及び面的評価を実施している。平成19年度～23年度の測定及び評価結果は表3.1.1-5に、測定地点は図3.1.1-6に示すとおりである。

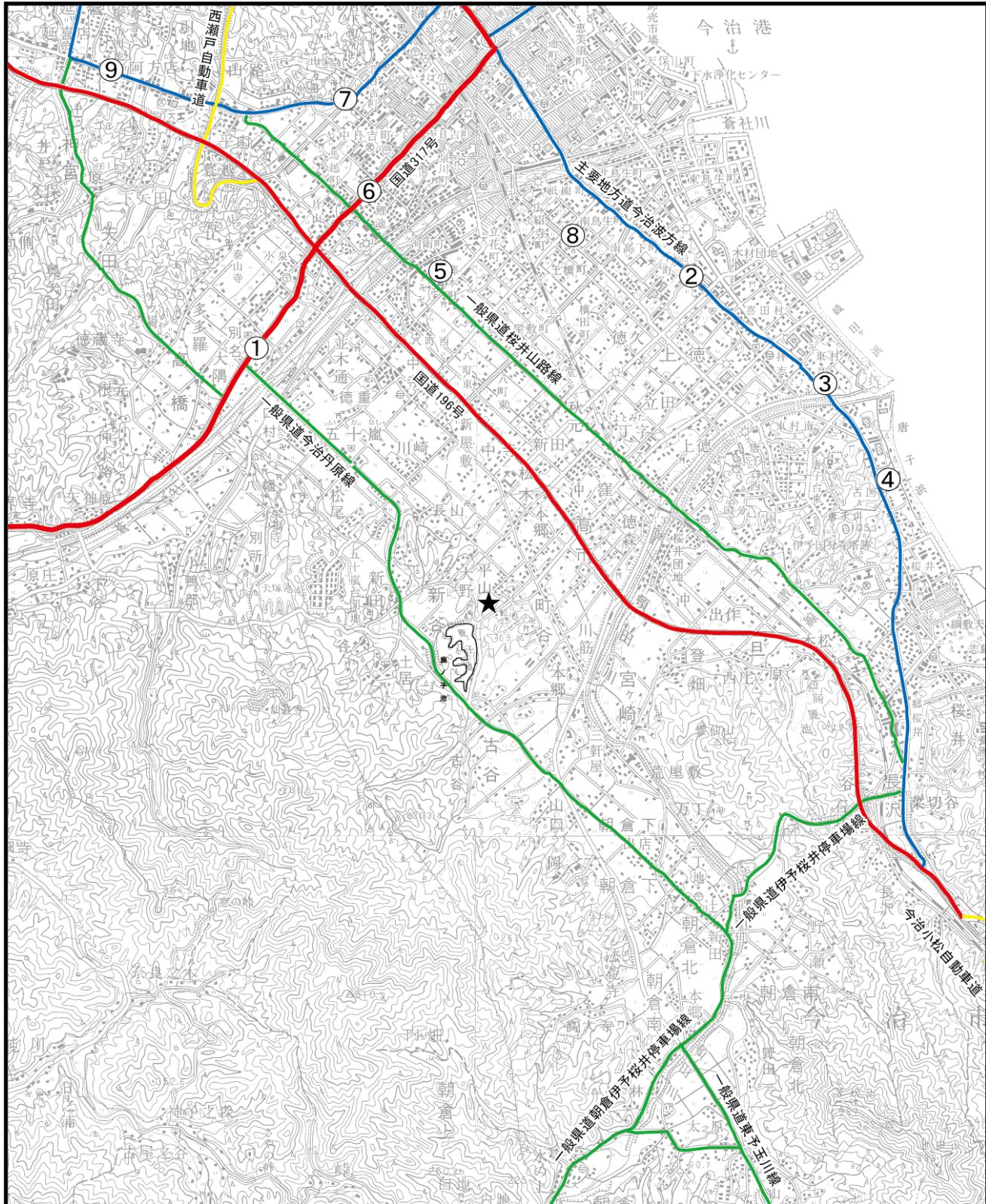
道路に面した地域における環境基準の達成状況は、「面的評価」により評価される。「面的評価」とは、高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音レベルを、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価する方法である。ここでの環境基準は、幹線道路から50mの範囲の内、近接空間（2車線以下は道路端より15m、2車線超えでは20m）では、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例の基準（昼間70dB以下、夜間65dB以下）、非近接空間（50mの評価範囲のうち、近接空間以外の場所）では、道路に面した環境基準類型の基準である。

環境基準達成戸数の達成率をみると、平成19年度の測定場所では夜間の達成率が67%～80%であったが、平成20年度以降の測定場所では、達成率は94%～100%となっている。

表3.1.1-5 今治市内の自動車交通騒音測定結果

測定年月	対象道路	測定場所	車線数	環境基準類型	時間区分	騒音レベルLeq(dB)	住居等戸数	環境基準達成戸数(達成率)
平成19年度 (H20年1月)	国道317号	①別名	2	C	昼間	70	178戸	178戸(100%)
					夜間	64		142戸(80%)
	主要地方道 今治波方港線	②衣干町 3丁目	2	C	昼間	72	446戸	446戸(100%)
					夜間	66		300戸(67%)
平成20年度 (H21年1月)	主要地方道 今治波方港線	③東村 4丁目	2	B	昼間	69	164戸	159戸(97%)
					夜間	65		155戸(95%)
平成21年度 (H22年1月)	主要地方道 今治波方港線	④古国分 1丁目	2	A	昼間	70	404戸	404戸(100%)
					夜間	66		384戸(95%)
	一般県道 桜 井山路線	⑤郷本町 3丁目	2	C	昼間	65	131戸	131戸(100%)
					夜間	57		131戸(100%)
平成22年度 (H23年3月)	国道317号	⑥常磐町 8丁目	2	C	昼間	64	650戸	623戸(96%)
					夜間	57		608戸(94%)
	市道 宮脇片山線	⑦北日吉町 3丁目	4	B	昼間	68	342戸	331戸(97%)
					夜間	59		332戸(97%)
平成23年度 (H24年2月)	市道 蔵敷唐子台線	⑧北鳥生町 4丁目	4	A	昼間	63	232戸	232戸(100%)
					夜間	55		232戸(100%)
	国道196号	⑨延喜	4	C	昼間	70	188戸	188戸(100%)
					夜間	64		188戸(100%)

出典：「愛媛県環境白書(平成20年版～24年版)」(平成21年～25年、愛媛県)

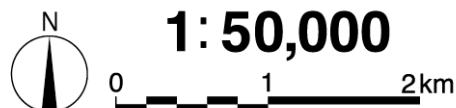


凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 国 道
- : 主要地方道
- : 一般県道
- : 自動車道

図3.1.1-6 対象事業実施区域周辺の自動車騒音調査地点

図中の番号は表3.1.1-5の測定場所に対応



(2) 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

今治市における騒音規制法に基づく特定施設及び愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設に係る届出状況は表 3.1.1-6 に示すとおりである。

特定施設数は 5,302 施設、届出工場事業場数は 388 事業所である。また、騒音発生施設数は 4,749 施設、届出工場事業場数は 296 事業場である。

表 3.1.1-6 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

施設区分		騒 音 規 制 法 特 定 施 設 数											事届 出 業 工 場 場 数	
市町名	機械等	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	製建設用機資材	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機	射合出成樹形脂機用	鋸型造形機	計	
今治市		124	671	5	4192	3	22	226	0	48	6	5	5302	388
施設区分		愛 媛 県 公 害 防 止 条 例 騒 音 発 生 施 設 数											事届 出 業 工 場 場 数	
市町名	機	冷凍機	製セメント機製械品	ねん糸機	ミ工業用動力	木材加工機械		計						
今治市		329	2	4192	0	226	4749							

出典：「愛媛県環境白書(平成 24 年版)」(平成 25 年、愛媛県)

(3) 公害苦情件数

今治市における過去 5 年間の騒音に関する公害苦情件数は表 3.1.1-7 に示すとおりである。

騒音に関する件数は公害苦情総件数の約 25% を占めている。騒音の主な発生源は、工事・建設作業騒音、産業用機械作動騒音である。

表 3.1.1-7 公害苦情件数 (騒音)

公害の種類	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合 計
騒音に関する件数	18	20	14	15	14	81
総件数	72	65	66	60	56	319

出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)

1.4. 振動

(1) 特定施設に係る届出状況

今治市における振動規制法に基づく特定施設に係る届出状況は表 3.1.1-8 に示すとおりである。

特定施設数は 4,567 施設、届出工場事業場数は 274 事業場である。

表 3.1.1-8 振動規制法に基づく特定施設に係る届出状況

(平成24年3月31日現在)

施設区分 市町名	特 定 施 設 数											事 届 業 工 場 場 数 ·
	金 属 加 工 機 械	圧 縮 機	破 碎 機	織 機	ブ ロ ッ ク マ シ ン	コ ン ク リ ー ト	木 材 加 工 機	印 刷 機	口 合 成 樹 脂 練 習 用	ゴ ム 練 用	射 合 成 樹 脂 形	鑄 型 造 型 機
今治市	104	212	4	4192	4	7	33	0	6	5	4567	274

出典：「愛媛県環境白書(平成 24 年版)」(平成 25 年、愛媛県)

(2) 公害苦情件数

今治市における過去 5 年間の振動に関する公害苦情件数は表 3.1.1-9 に示すとおりである。

振動に関する件数は公害苦情総件数の 1%未満で少ない。振動の主な発生源は、工事・建設作業振動、自動車運行振動である。

表 3.1.1-9 公害苦情件数（振動）

公害の種類	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合 計
振動に関する件数	2	0	0	1	0	3
総件数	72	65	66	60	56	319

出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)

1.5. 悪臭

(1) 公害苦情件数

今治市における過去5年間の悪臭に関する公害苦情件数は表 3.1.1-10 に示すとおりである。悪臭に関する件数は公害苦情総件数の約47%を占めている。

悪臭の発生源としては、野外焼却（野焼き）、畜産農業及び製造工場に起因する苦情割合が高い。

表 3.1.1-10 公害苦情件数（悪臭）

公害の種類	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合計
悪臭に関する件数	28	30	33	31	27	149
総件数	72	65	66	60	56	319

出典：「愛媛県環境白書(平成20年版～24年版)」（平成21年～25年、愛媛県）

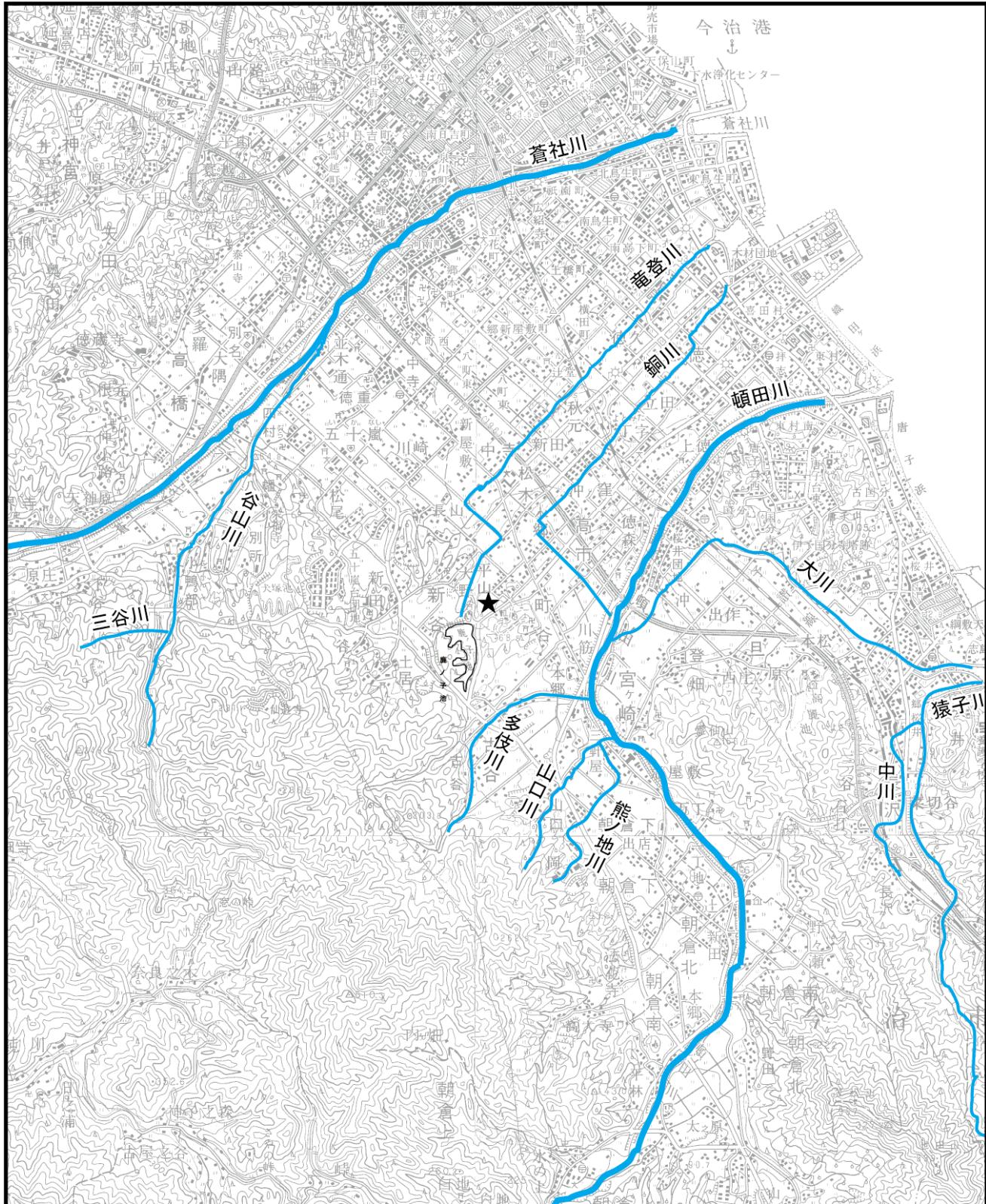
2. 水環境の状況

2.1. 水象

対象事業実施区域周辺の河川は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

今治市に一級河川はなく、対象事業実施区域周辺には二級河川の蒼社川や頓田川等の河川が流れている。

蒼社川の上流には玉川ダムがある。また、瀬戸内海気候のため降水量が少ないため、対象事業実施区域周辺には鹿ノ子池、犬塚池等のため池がある。

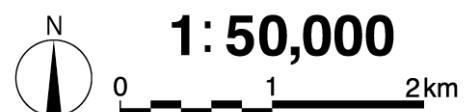


凡 例

★ : 対象事業実施区域

— : 河 川

図3.1.2-1 対象事業実施区域周辺の河川



2.2. 水質

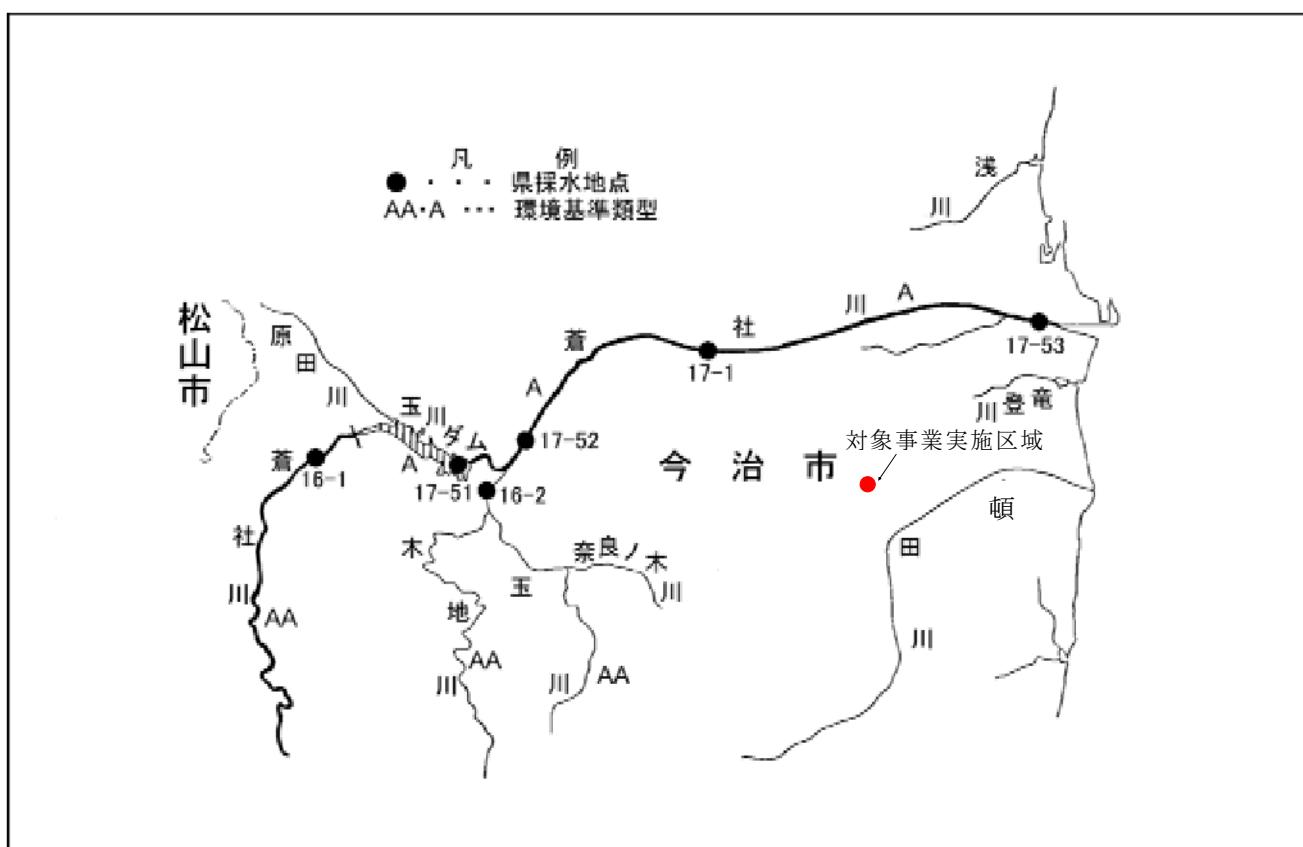
(1) 河川

対象事業実施区域周辺では、蒼社川水域において、図 3.1.2-2 に示した地点で河川の水質調査が実施されている。蒼社川水域の水質に関する環境基準の生活環境項目類型は、中村橋(16-1)と玉川橋下流(16-2)が AA 類型、かんべ橋(17-1)が A 類型に指定されている。玉川ダム堰堤(17-51)は類型指定されていない。

蒼社川水域の水質経年変化は表 3.1.2-1、図 3.1.2-3 に示すとおりである。

いずれの地点も、水素イオン濃度 (pH) の環境基準値 (AA 類型、A 類型ともに 6.5~8.5)、溶存酸素濃度 (DO) の環境基準値 (AA 類型、A 類型ともに 7.5mg/l 以上)、生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準値 (AA 類型: 1mg/l 以下、A 類型: 2mg/l 以下)、浮遊物質量 (SS) の環境基準値 (AA 類型、A 類型ともに 25mg/l 以下) を満足している。しかし、大腸菌群数は環境基準値 (AA 類型: 50MPN/100ml 以下、A 類型: 1000MPN/100ml 以下) を満足していない。

また、蒼社川水域では平成 19 年度に、頓田川水域では平成 21 年度に、竜登川水域では平成 22 年度に水質のダイオキシン類が測定されている。測定値は、蒼社川水域が 0.065pg-TEQ/m³、頓田川水域が 0.11pg-TEQ/m³、竜登川水域が 0.17pg-TEQ/m³ であり、いずれも環境基準値 (1pg-TEQ/m³ 以下) を満足している。



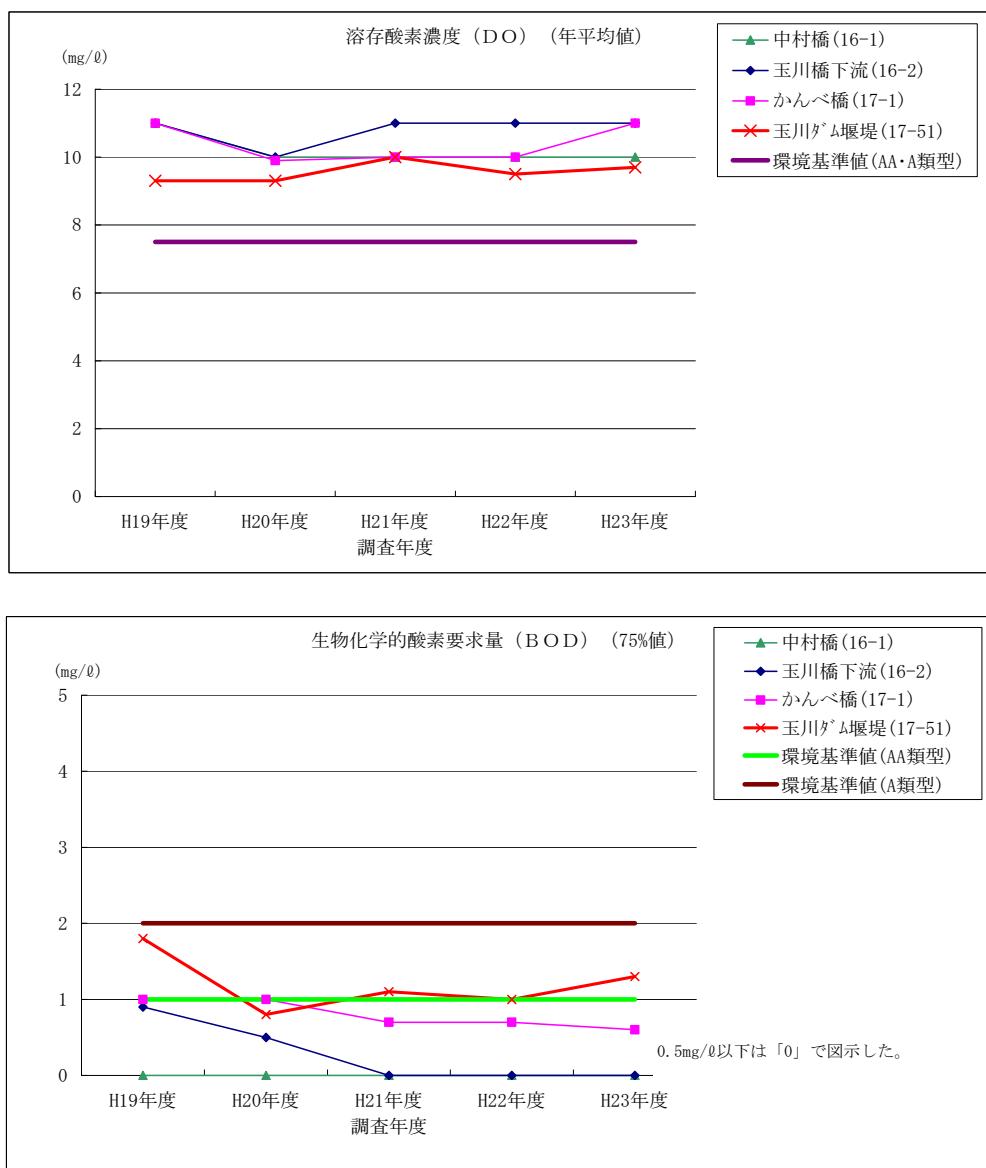
出典：「愛媛県環境白書(平成 24 年版)」(平成 25 年、愛媛県)

図 3.1.2-2 蒼社川水域の水質（河川）調査地点図

表 3.1.2-1 蒼社川水域の水質結果

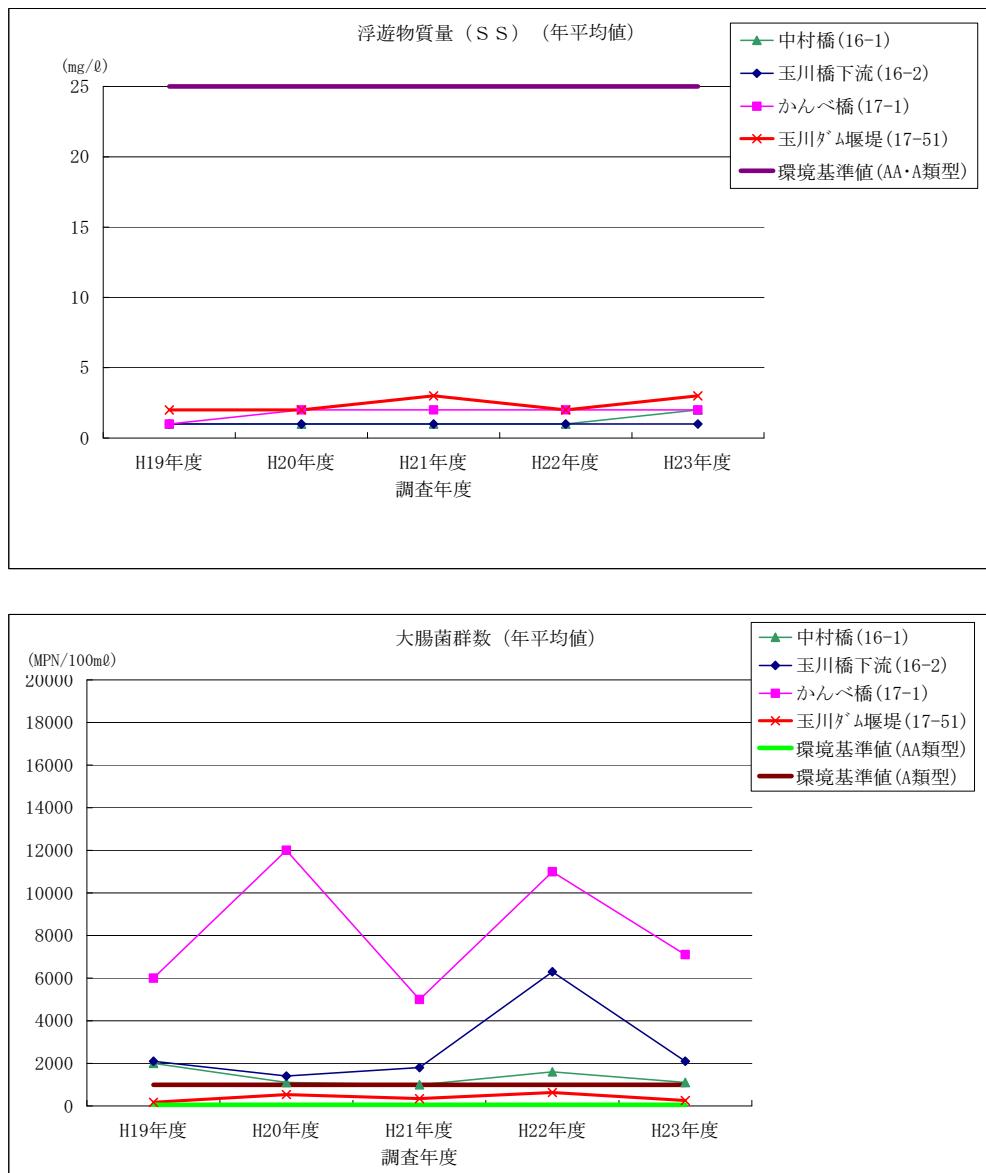
水質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
水素イオン濃度 (pH) の年間範囲 (-)	中村橋(16-1)	7.4~7.9	7.4~7.8	7.6~7.8	7.5~7.9	7.6~7.9
	玉川橋下流(16-2)	7.6~8.0	7.6~7.9	7.6~7.9	7.5~7.9	7.7~7.9
	かんべ橋(17-1)	7.4~8.4	6.9~8.0	7.1~8.0	7.0~8.0	7.4~7.9
	玉川ダム堰堤(17-51)	7.1~9.1	7.0~9.2	7.2~8.2	6.8~8.6	7.3~9.0
水質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
溶存酸素濃度 (DO) の平均値 (mg/l)	中村橋(16-1)	11	10	10	10	10
	玉川橋下流(16-2)	11	10	11	11	11
	かんべ橋(17-1)	11	9.9	10	10	11
	玉川ダム堰堤(17-51)	9.3	9.3	10	9.5	9.7
水質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
生物化学的酸素要求量 (BOD) の75%値 (mg/l)	中村橋(16-1)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	玉川橋下流(16-2)	0.9	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	かんべ橋(17-1)	1.0	1.0	0.7	0.7	0.6
	玉川ダム堰堤(17-51)	1.8	0.8	1.1	1.0	1.3
水質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
浮遊物質量 (SS) の平均値 (mg/l)	中村橋(16-1)	1	1	1	1	2
	玉川橋下流(16-2)	1	1	1	1	1
	かんべ橋(17-1)	1	2	2	2	2
	玉川ダム堰堤(17-51)	2	2	3	2	3
水質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
大腸菌群数の平均値 (MPN/100ml)	中村橋(16-1)	2000	1100	1000	1600	1100
	玉川橋下流(16-2)	2100	1400	1800	6300	2100
	かんべ橋(17-1)	6000	12000	5000	11000	7100
	玉川ダム堰堤(17-51)	170	530	340	630	250

出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)



出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)

図 3.1.2-3(1) 蒼社川水域の水質経年変化



出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)

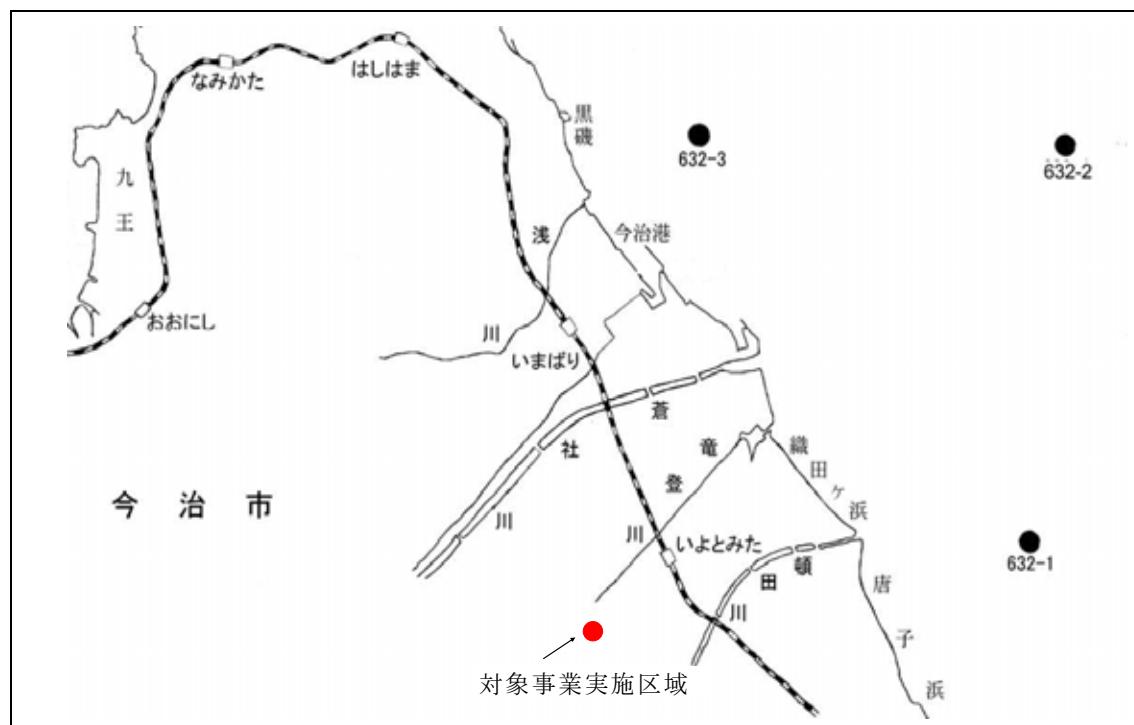
図 3.1.2-3(2) 蒼社川水域の水質経年変化

(2) 海域

対象事業実施区域周辺海域では、図 3.1.2-4 に示した 632-1 地点～632-3 地点で海域の水質調査が実施されている。いずれの地点も海域の水質に関する環境基準の生活環境項目類型はA類型、全窒素と全燐はII類型に指定されている。

632-1 地点～632-3 地点の水質経年変化は表 3.1.2-2、図 3.1.2-5 に示すとおりである。

いずれの地点も、溶存酸素濃度 (DO) の環境基準値(7.5mg/l以上)、化学的酸素要求量 (COD) の環境基準値(2mg/l以下)、大腸菌群数の環境基準値(1000MPN/100ml以下)、全窒素 (T-N) の環境基準値(0.3mg/l以下)、全燐 (T-P) の環境基準値(0.03mg/l以下)を満足している。しかし、水素イオン濃度 (pH) は環境基準値(7.8～8.3)を満足していない測定年度がある。



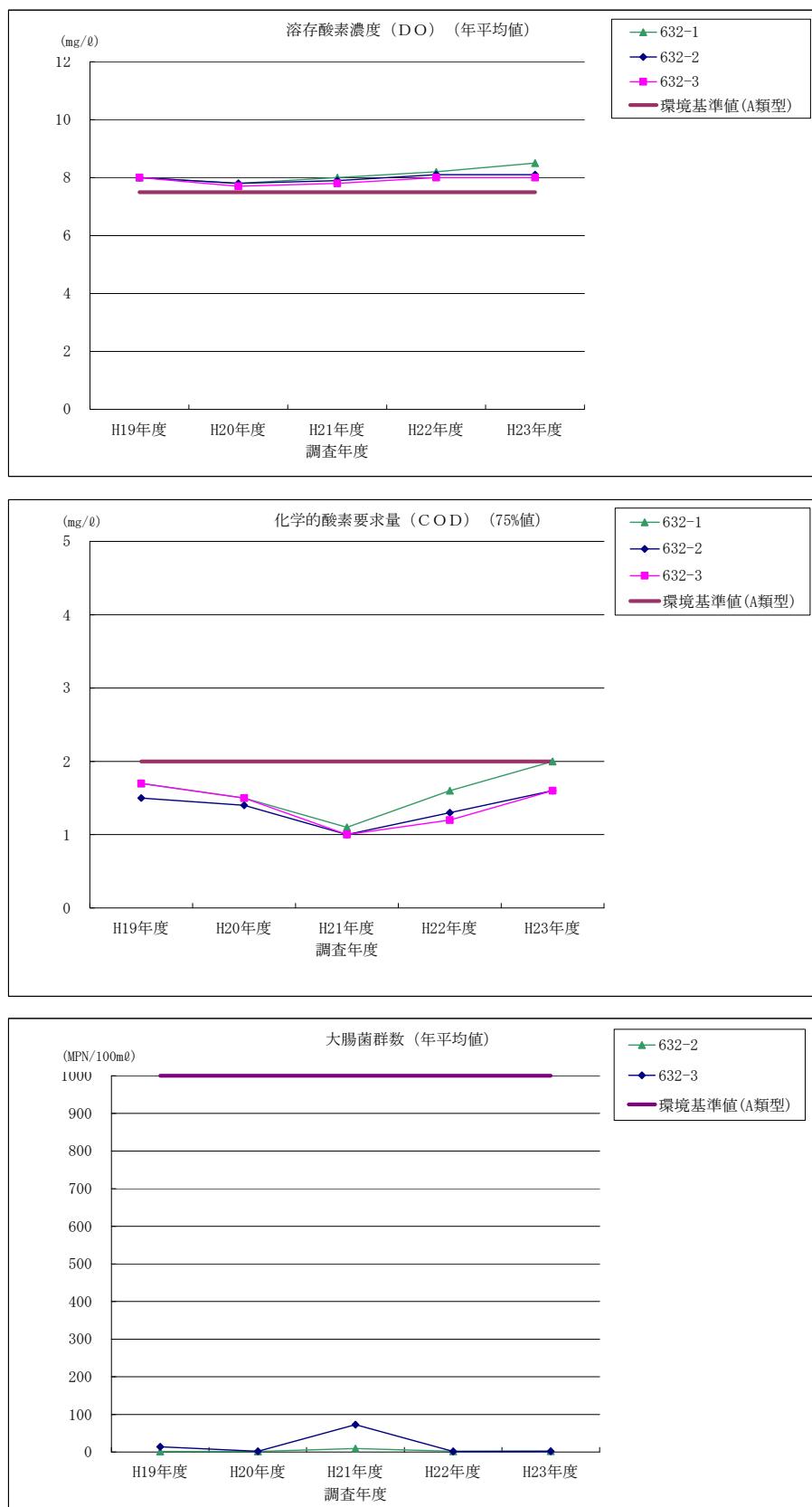
出典：「愛媛県環境白書(平成 24 年版)」(平成 25 年、愛媛県)

図 3.1.2-4 今治市の水質（海域）調査地点図

表 3.1.2-2 海域（632-1 地点～632-3 地点）の水質結果

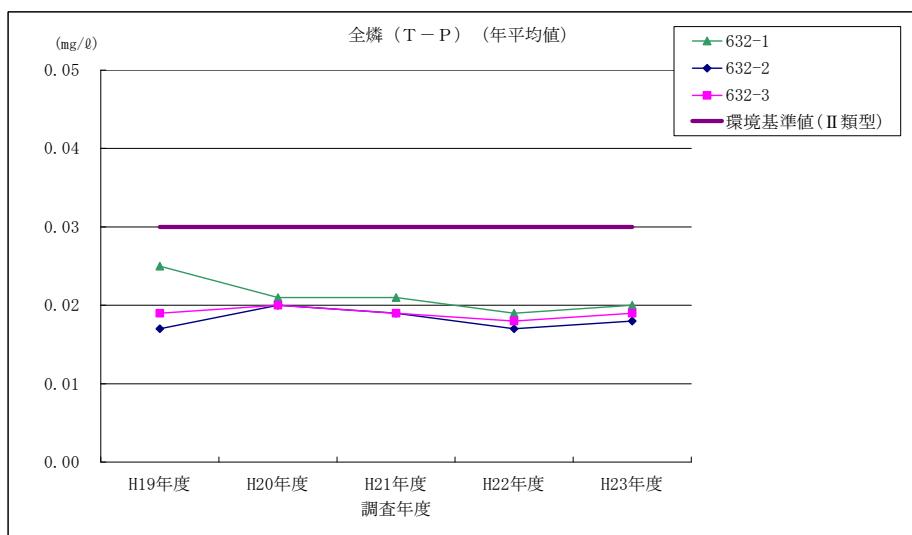
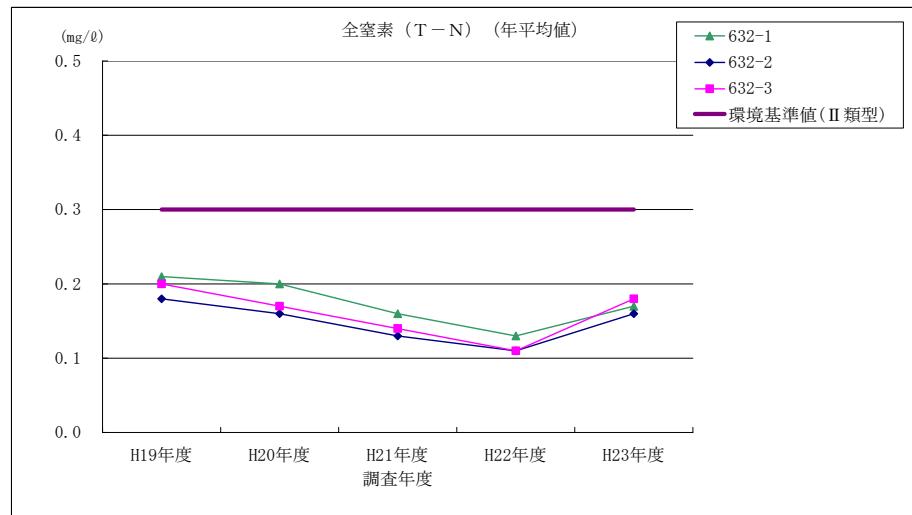
水質項目	地点	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
水素イオン濃度（pH）の年間範囲 （-）	632-1	8.1～8.3	8.0～8.2	8.0～8.2	8.1～8.3	8.0～8.5
	632-2	8.1～8.3	8.0～8.2	8.1～8.2	8.1～8.3	8.0～8.5
	632-3	8.1～8.3	8.0～8.2	8.1～8.2	8.1～8.3	8.0～8.5
溶存酸素濃度（DO）の平均値 （mg/l）	632-1	8.0	7.8	8.0	8.2	8.5
	632-2	8.0	7.8	7.9	8.1	8.1
	632-3	8.0	7.7	7.8	8.0	8.0
化学的酸素要求量（COD）の75%値 （mg/l）	632-1	1.7	1.5	1.1	1.6	2.0
	632-2	1.5	1.4	1.0	1.3	1.6
	632-3	1.7	1.5	1.0	1.2	1.6
大腸菌群数の平均値 （MPN/100ml）	632-1	-	-	-	-	-
	632-2	<1.8	<1.8	9.4	1.9	2.6
	632-3	14	2	73	<1.8	1.9
全窒素（T-N）の平均値 （mg/l）	632-1	0.21	0.20	0.16	0.13	0.17
	632-2	0.18	0.16	0.13	0.11	0.16
	632-3	0.20	0.17	0.14	0.11	0.18
全燐（T-P）の平均値 （mg/l）	632-1	0.025	0.021	0.021	0.019	0.020
	632-2	0.017	0.020	0.019	0.017	0.018
	632-3	0.019	0.020	0.019	0.018	0.019

出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」（平成 21 年～25 年、愛媛県）



出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)

図 3.1.2-5(1) 海域 (632-1 地点～632-3 地点) の水質経年変化



出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)

図 3.1.2-5(2) 海域 (632-1 地点～632-3 地点) の水質経年変化

(3) 地下水

対象事業実施区域周辺では、図 3.1.2-6 に示した地点で地下水の有機塩素化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）について、夏季、冬季に水質調査が実施されている。調査結果（季節平均）は表 3.1.2-3 に示すとおりである。

いずれの地点も、トリクロロエチレン（環境基準値 0.03mg/l以下）、テトラクロロエチレン（環境基準値 0.01mg/l以下）とともに、環境基準を満足している。

表 3.1.2-3 地下水水質調査結果（平成 23 年度）

調査項目		トリクロロエチレン (mg/l)	テトラクロロエチレン (mg/l)
調査地点			
①	黄金町 2 丁目	0.002未満	0.0005未満
②	上徳甲	0.002未満	0.0005未満
③	郷本町 1 丁目	0.002未満	0.0005未満
④	郷桜井 2 丁目	0.002未満	0.0005未満
⑤	桜井 1 丁目	0.002未満	0.0005未満
⑥	別宮町 2 丁目	—	0.0023
		—	0.002

注) ①～⑤は今治市が実施。⑥は今治保健所が実施。

出典：「今治市の環境の現況」（平成 24 年、今治市）

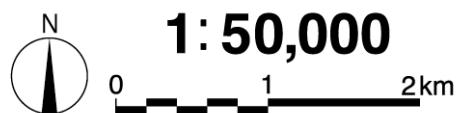


凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 地下水調査地点

図3.1.2-6 対象事業実施区域周辺の地下水調査地点

図中の番号は表3.1.2-3の番号に対応



(4) 特定事業場数

今治市における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び愛媛県公害防止条例に基づく特定事業場数は表 3.1.2-4 に示すとおりである。

表 3.1.2-4 特定事業場数

(平成24年3月末現在)

法令区分 市町村名	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全特別措置法		愛媛県公害防止条例	合計
	排水量 (50m ³ /日以上)	排水量 (50m ³ /日未満)	排水量 (50m ³ /日以上)	排水量 (50m ³ /日未満)		
今治市	39	369	22	0	11	441

出典：「愛媛県環境白書(平成 24 年版)」(平成 25 年、愛媛県)

(5) 公害苦情件数

今治市における過去 5 年間の水質汚濁に関する公害苦情件数は表 3.1.2-5 に示すとおりである。水質汚濁に関する件数は公害苦情総件数の 14% を占めている。

表 3.1.2-5 公害苦情件数 (水質汚濁)

公害の種類	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合 計
水質汚濁に関する件数	11	11	13	5	5	45
総件数	72	65	66	60	56	319

出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)

3. 土壤及び地盤の状況

3.1. 土壌

対象事業実施区域周辺の土壤図は図 3.1.3-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の土壤は、山地・丘陵地土壤として褐色森林土壤の竜門山 2 統 (RM_2) で構成されている。竜門山 2 統 (RM_2) 土壤は、山腹斜面の大部分と谷筋の一部に分布する弱乾～適潤性の黄褐色系褐色森林土壤である。

また、対象事業実施区域周辺の土壤は、台地・低地土壤として黄色土壤の小山田統 (0)・北多久統 (Kit)、細粒灰色低地土壤の宝田統 (Tkr)、灰色低地土壤の清武統 (Kyt) から構成されている。小山田統 (0) 土壤は花崗岩を母材とする粘質ないし強粘質の土壤である。北多久統 (Kit) 土壤は洪積台地に分布し、強粘質の土壤である。宝田統 (Tkr) 土壤も粘質の土壤である。清武統 (Kyt) 土壤は灰色土壤に属し、壤質（砂が多いか、砂と粘土が半々程度）の土壤である。

3.2. 公害苦情件数

今治市における過去 5 年間の土壤汚染及び地盤沈下に関する公害苦情件数は表 3.1.3-1 に示すとおりである。

土壤汚染及び地盤沈下に関する苦情件数は 0 件である。

表 3.1.3-1 公害苦情件数

公害の種類	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合計
土壤に関する件数	0	0	0	0	0	0
地盤沈下に関する件数	0	0	0	0	0	0
総件数	72	65	66	60	56	319

出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)

3.3. ダイオキシン類

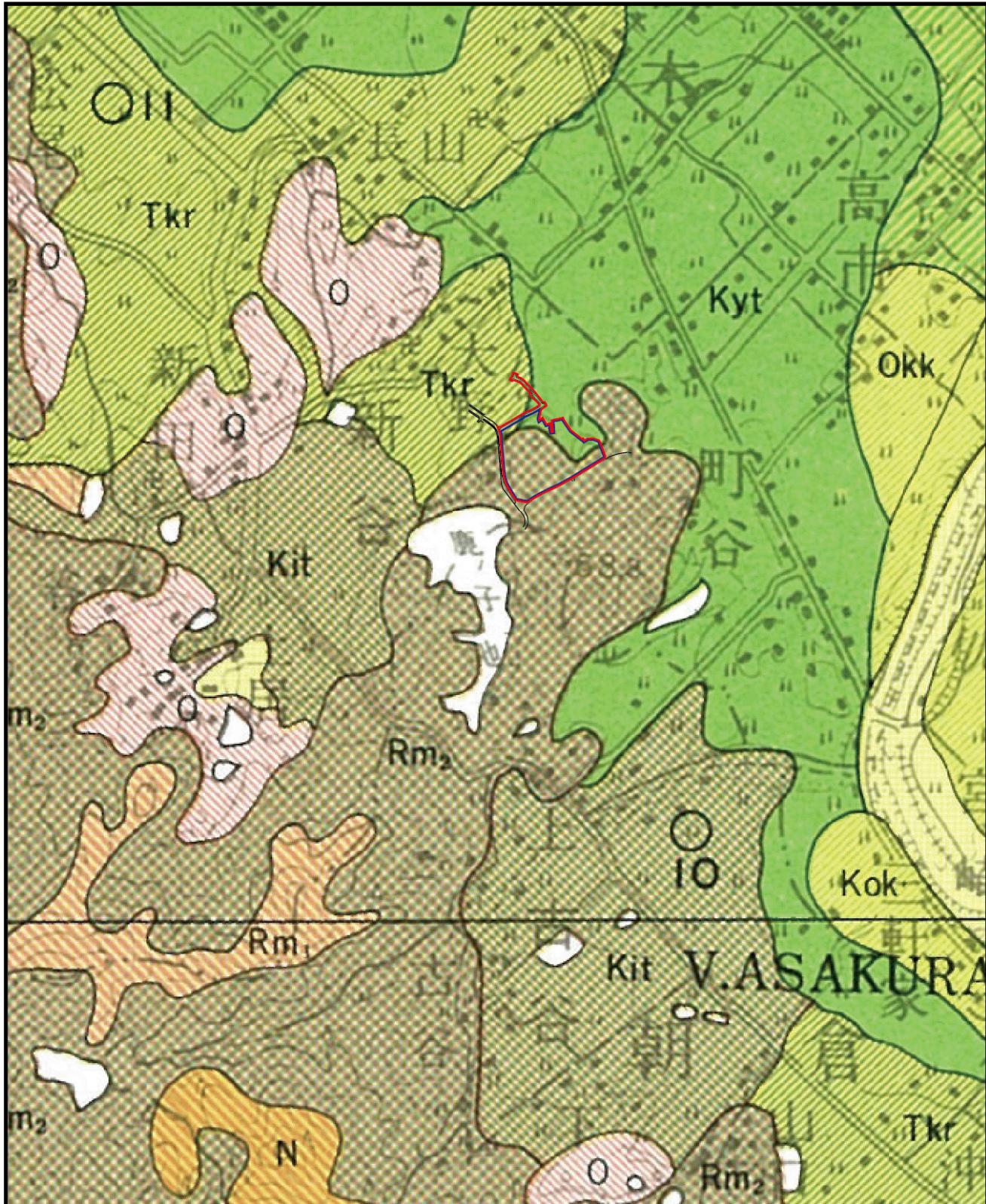
対象事業実施区域周辺の土壤のダイオキシン類の調査結果は表 3.1.3-2 に示すとおりである。

いずれの年度、採取場所においても、環境基準を満足している。

表 3.1.3-2 土壤のダイオキシン類

年度	採取場所	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
平成19年度	①今治市喜田村	0.74	1,000以下
平成20年度	②今治市上徳	0.044	
平成21年度	③今治市郷桜井	0.020	
平成22年度	-	-	
平成23年度	④今治市朝倉北	0.032	

出典：「愛媛県環境白書(平成 20 年版～24 年版)」(平成 21 年～25 年、愛媛県)



凡 例

 : 対象事業実施区域

 : 都市計画対象事業実施区域

Rm1:竜門山1統

Rm2:竜門山2統

N:西部統

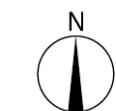
O:小山田統

Kit:北多久統

Tkr:宝田統

図3.1.3-1 対象事業実施区域周辺の土壤

出典：土地分類基本調査図（土壤図、愛媛県）

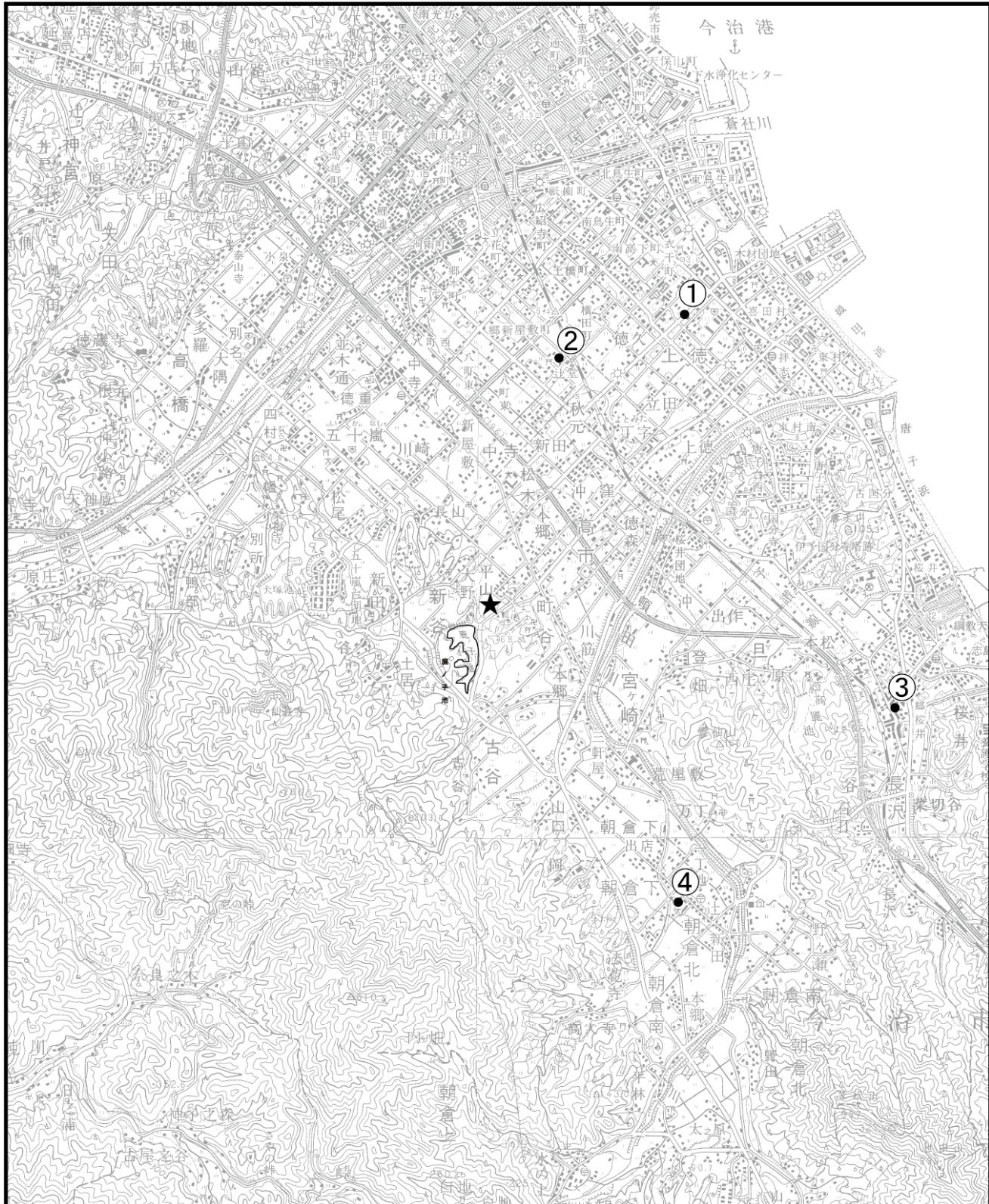


1:15,000

0

0.5

1km



凡 例

図3.1.3-2 対象事業実施区域周辺の土壤の
ダイオキシン類調査地点

★ : 対象事業実施区域

● : 土壤のダイオキシン類調査地点

図中の番号は表3.1.3-2の番号に対応



4. 地形及び地質の状況

4.1. 地形特性

対象事業実施区域周辺の地形分類図は図 3.1.4-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地形は、花崗岩類の小起伏丘陵 (Hs) から構成されている。

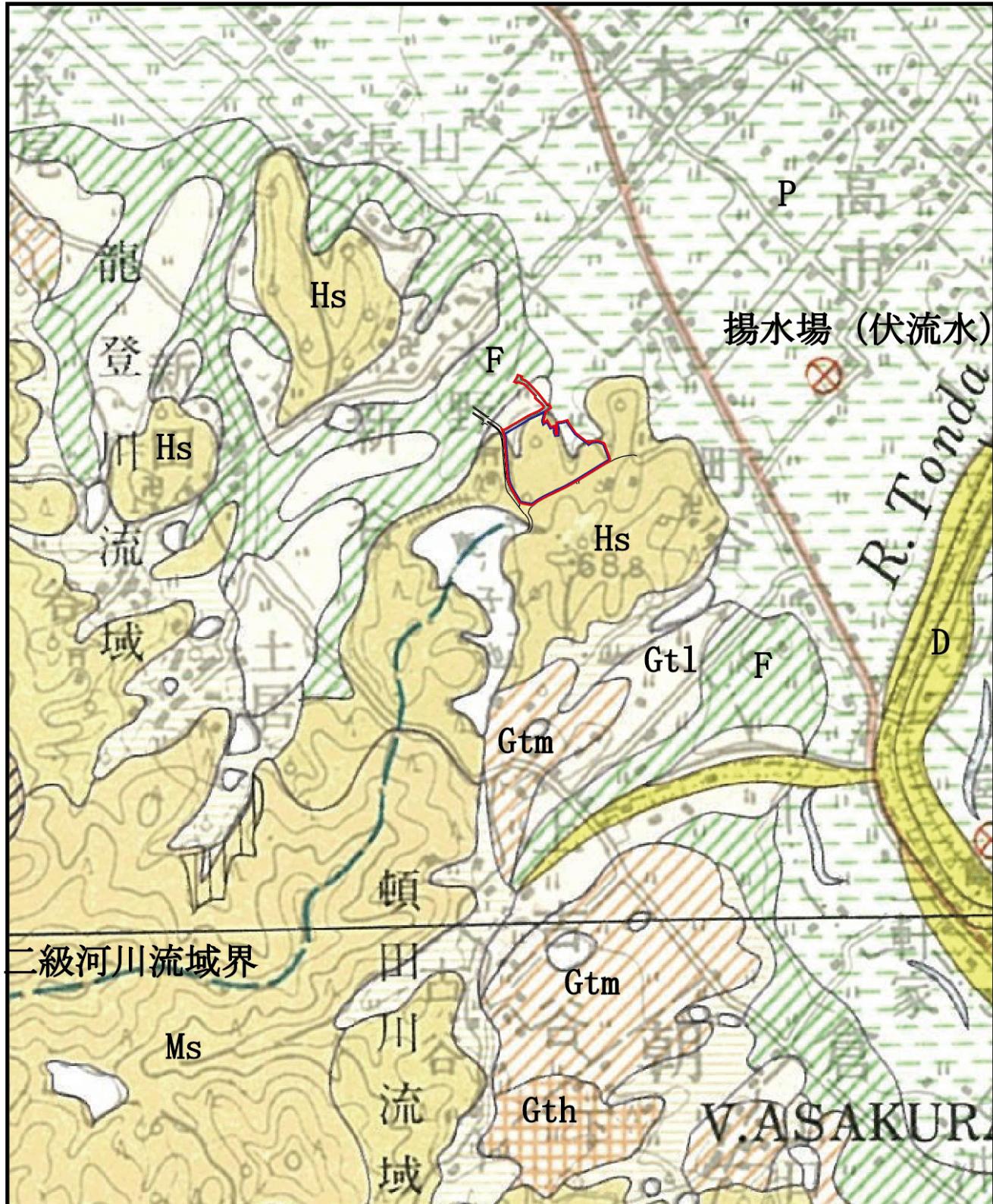
また、対象事業実施区域周辺の地形は、第四紀堆積物の砂礫台地 (Gtm, Gt1) および低地の扇状地 (F)、谷底平野・氾濫原 (P)、河原 (D) から構成されている。

4.2. 地質特性

対象事業実施区域周辺の表層地質図は図 3.1.4-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域の地質は、中生代深成岩の花崗閃緑岩 3 (GD₃ : 松山型粗粒相) から構成されている。花崗閃緑岩 3 (GD₃) の地質は、一般に粗粒・塊状であり、斜長石、石英、黒雲母およびカリ長石を主成分鉱物としている。なお、対象事業実施区域の花崗岩は、図に示した「風化殻の深度」ラインからみて風化帶にあり、風化が進行した軟弱な花崗岩類である。

また、対象事業実施区域周辺の地質は、第四紀堆積物の砂礫 (L₂: 三角州・氾濫原・新河道堆積物、f : 扇状地堆積物、t₂ : 中位段丘堆積物) から構成されている。L₂ は今治平野に最も広く分布している。f 地質は主に花崗岩源の砂、角礫、亜角礫である。t₂ 地質は主に花崗岩源の砂礫である。



凡 例

: 対象事業実施区域

: 都市計画対象事業実施区域

Ms : 小起伏山地

Hs : 小起伏丘陵

Gth: 上位砂礫台地

Gtm: 中位砂礫台地

Gtl: 下位砂礫台地

P : 谷底平野および氾濫原

F : 扇状地

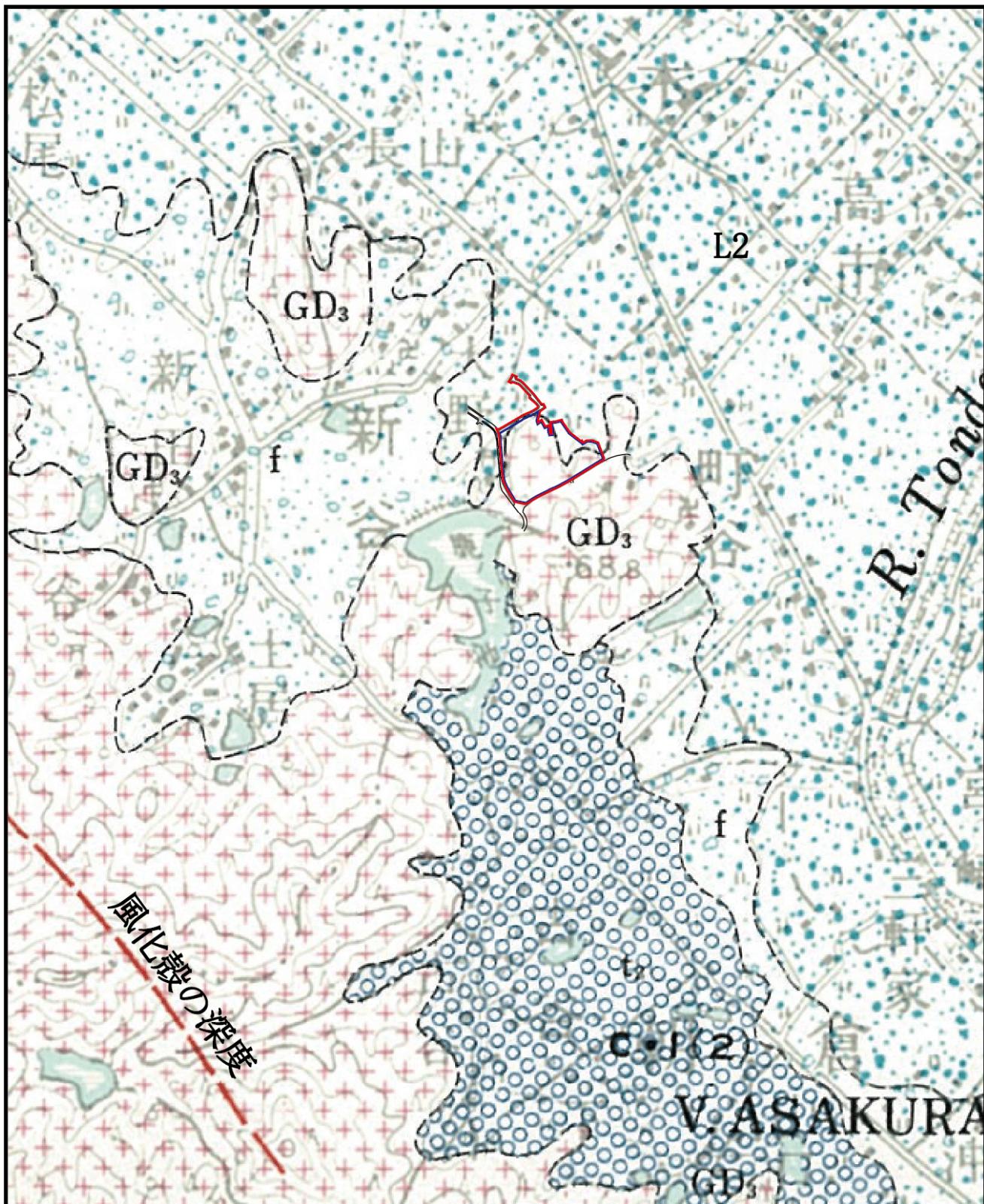
D : 河原

出典：土地分類基本調査図（地形分類図、愛媛県）



1:15,000

0 0.5 1km



凡 例

 : 対象事業実施区域

 : 都市計画対象事業実施区域

図3.1.4-2 対象事業実施区域周辺の表層地質

L2 : 三角州、氾濫原、新河道堆積物(礫、砂、泥)

f : 扇状地堆積物(主に砂礫)

t₂ : 中位段丘堆積物(主に砂礫)

GD₃ : 花崗閃綠岩3(松山型粗粒相)

出典：土地分類基本調査図（表層地質図、愛媛県）



1:15,000

0

0.5

1km